

医療法人社団 柏信会  
グループホーム「櫻」運営推進会議要綱

(設置)

第1条 介護保険法の規定により、「事業者（管理者）以下管理者という。」は利用者の家族、地域の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見有識者に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域の連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスを提供することにより、その質の確保を図ることを目的とし、グループホーム「櫻」運営推進会議を設置する。

(事業)

第2条 管理者は運営推進会議に対し次の事業（報告）を行う。

1. 自己評価及び外部評価結果報告
2. 運営（活動）状況報告
3. 認知症高齢者グループホームに係る情報提供項目に基づく報告
4. その他運営に必要な事項

(構成)

第3条 運営推進会議は次の者をもって構成する。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 逗子市職員又は地域包括支援センター職員 | 1名 |
| 2. 地域住民の代表者            | 1名 |
| 3. 知見有識者               | 1名 |
| 4. 利用者家族代表者            | 1名 |

(会議)

第4条 運営推進会議は、2ヶ月に1回開催し管理者が議長となる。

(記録及び公表)

第5条 前条会議の内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

(庶務)

第5条運営推進会議の庶務は管理者において処理する。

(委任)

第6条この要綱に定めるもののほか、運営推進会議に必要な事項は管理者が定める。

(施行期日)

この要綱は平成18年11月1日から施行する。